行う場合（当該長期建設工事等を行う場合を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合と、当該長期建設工事等を行う場所において行う事業上の活動（当該長期建設工事等を含む。）は同項各号に規定する事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。

7　法第二十三条第一項第十八号ハに規定する政令で定める者は、国内において外国法人に代わつて、その事業に関し、反復して次に掲げる契約を締結し、又は当該外国法人により重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者（当該者の国内における当該外国法人に代わつて行う活動（当該活動が複数の活動を組み合わせたものである場合には、その組合せによる活動の全体）が、当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のもの（当該外国法人に代わつて行う活動を第五項各号の外国法人が同項各号の事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とみなして同項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業を行う一定の場所につき第四項の規定を適用しないこととされるときにおける当該活動を除く。）のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人等」という。）とする。

一　当該外国法人の名において締結される契約

二　当該外国法人が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

三　当該外国法人による役務の提供のための契約

8　国内において外国法人に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人等に含まれないものとする。ただし、当該者が、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わつて行動する場合は、この限りでない。

9　第五項第二号及び前項ただし書に規定する特殊の関係とは、一方の者が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の総務省令で定める特殊の関係をいう。

第七条の四の二第一項第二号中「第二号の二」を「第三号」に改め、同項第四号中「この号」を「この条」に改め、同項第五号中「次項第二号の三」を「次項第四号」に改め、同項第六号中「次項第三号において」を「次項第五号において」に、「第十号並びに次項第三号及び第八号」を「第十一号及び次項」に改め、同項第八号中「次項」を「次項第七号」に改め、同項第九号中「次項」を「次項第八号」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「配当等（次項第八号」を「配当等（次項第十二号」に、「）（次項第八号」を「）（次項第十二号ロ」に、「信託会社（次項第八号」を「信託会社（次項第十二号ロ」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号。以下この条において「休眠預金等活用法」という。）第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払（休眠預金等活用法第四十五条第一項の規定により休眠預金等活用法第四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる利子、同項第三号若しくは第四号に掲げる給付補塡金、同項第五号に掲げる収益の分配又は同項第六号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。以下この条において「休眠預金等代替金の支払」という。）のうち預金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの　当該休眠預金等代替金の支払の事務

第七条の四の二第二項第一号中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号ロ中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「をいう」の下に「。第十号ロにおいて同じ」を加え、同項第十号を同項第十四号とし、同項第九号中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「前項第十号」を「前項第十一号」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号ロ中「にあつては」を「には」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第六号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　休眠預金等活用法第十条第一項の規定により金融機関（郵便貯金銀行を除く。）が預金保険機構から同項に規定する支払等業務（以下この項及び次項第四号において「支払等業務」という。）の委託を受けた休眠預金等代替金の支払　当該支払等業務の委託を受けた金融機関

十　休眠預金等活用法第十条第一項の規定により郵便貯金銀行が預金保険機構から支払等業務の委託を受けた休眠預金等代替金の支払　次に掲げる休眠預金等代替金の支払の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ　郵便貯金銀行において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金又は旧通常郵便貯金に係る休眠預金等代替金の支払　郵便貯金銀行

ロ　郵便局において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金に係る休眠預金等代替金の支払　日本郵便株式会社

第七条の四の二第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第十号」を「第十四号」に、「以下この条」を「第十四号及び次項第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号ロ中「第八号」を「第十二号ロ」に、「にあつては」を「には」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の三を同項第四号とし、同項第二号の二中「第四号及び第十号」を「第六号及び第十四号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七条の四の二第三項第二号中「前項第二号の二」を「前項第三号」に改め、同項第三号中「前項第四号及び第十号」を「前項第六号及び第十四号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「利子以外」を「利子等以外」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四　前項第九号に掲げる休眠預金等代替金の支払　当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務に関する事務

五　前項第十号イに掲げる休眠預金等代替金の支払（郵便貯金銀行において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金に係るものに限る。）　当該受付の事務

六　前項第十号イに掲げる休眠預金等代替金の支払（旧通常郵便貯金に係るものに限る。）　当該旧通常郵便貯金に係る休眠預金等活用法第九条第二号に掲げる情報の保管に関する事務（休眠預金等代替金の支払の計算のためのものを除く。）

七　前項第十号ロに掲げる休眠預金等代替金の支払　当該休眠預金等代替金の支払に係る預金の新たな預入の申込みの受付の事務

第七条の十五の十四第二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十三条第一項第七号又は第百三十二条の二第一項」を「第九十七条第一項第六号又は第百六十三条第二項」に改める。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第七項中「第四十二条の五第五項、」を削る。

第八条の九第一項中「第六十八条の十第五項、」を削り、同条第二項第一号中「第四十二条の五第五項、」及び「第六十八条の十第五項、」を削る。

第八条の十第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の五第五項、」を削る。

第九条の六の次に次の二条を加える。

（法第五十三条第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除）

第九条の六の二　二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項にお